

商 品 名 ( 愛 称 )	(30) カーライフローン・エコ
------------------	------------------

ご利用いただける方	下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方
	(1) 満20歳以上の方
	(2) 当金庫の審査基準を満たす方
	※新卒者および30歳未満の就職内定者の場合は以下の条件を満たす方
	・満20歳以上の方 ・就職内定先が発行する内定を証明する書類を提出できる方
お使いみち	申込者または家族（配偶者、親、子、孫）が使用するエコカー（新車）にかかる次の資金
	①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)
	②パーツ・オプションの購入・取付費用
	③お申込者が自動車購入資金を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社（消費者金融業は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
	※②、③は①とあわせてお申込みに限ります。
	<b>【対象となるエコカー】</b>
	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等、自動車重量税・自動車取得税が減免される自家用自動車(新車)
ご利用金額	1,000万円以内。なお、新卒者および30歳未満の就職内定者の場合は、200万円以内。
ご利用期間	3ヵ月以上10年以内。
ご利用利率	・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・元利均等返済または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。
	・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内（年2回）まで可能です。
	・新卒者および30歳未満の就職内定者の場合は、6ヶ月以内または就職月の翌々月まで、返済元金の据置が可能です。
担保・保証人	不要（一般社団法人しんきん保証基金が保証します。）
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談

苦情処理措置・ 紛争解決措置	室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他	・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	・当金庫の会員となれる方
	(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
	(2)当金庫の地区内において勤務に従事する方。
	(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。
	上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
	・ご融資金の交付については、原則として当金庫から支払先へ振込させていただきます。
お取扱期間	2012年4月6日から2021年3月31日の申込受付分まで